

基本方針

5 “しごと・活力” のまち

- 01 農業の活性化
- 02 林業の活性化
- 03 鉱工業の振興
- 04 商業の活性化
- 05 勤労者への支援の推進
- 06 消費者の安全の確保
- 07 企業誘致の推進

基本方針

5 “しごと・活力”のまち

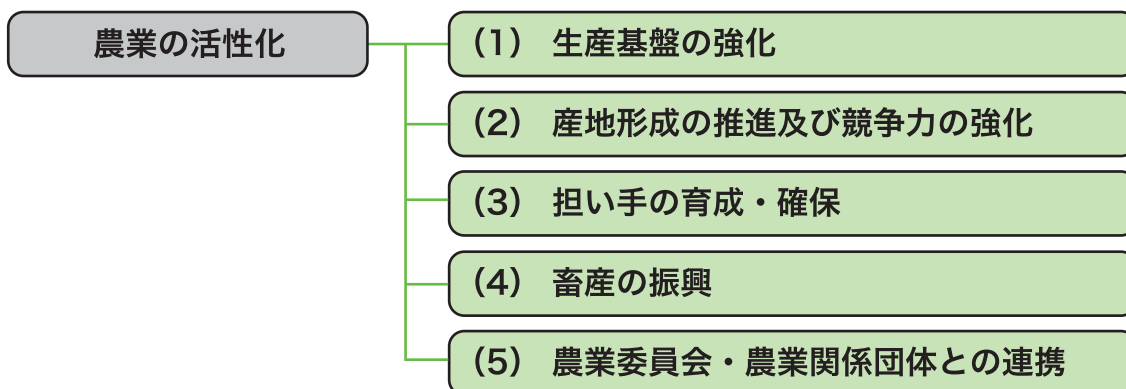
01 農業の活性化

目指すべき方向

=計画目標=

- 農業は、本町の重要な基幹産業であり、町の特性を生かした振興と活性化を図ります。
- 豊かな自然環境を守りながら、生産基盤の整備を図り、安全・安心な農畜産物の生産拠点とする産地形成に取り組み、農業生産力を高めます。
- 将来にわたる町の農業の担い手を確保するため、意欲ある農業者に対する支援や組織化・法人化による生産の効率化、農地の流動化等による規模拡大を支援します。
- 農畜産物、園芸作物の高品質化やブランド化を進め、販売拠点の整備や流通体系の構築等を図るとともに6次産業化を支援し、競争力の強化、豊かな農村社会の創出を目指します。
- 農業と観光との連携、都市住民との交流により農村地域の活性化を図ります。

=施策の内容=



計画の背景

- 本町の農業は、首都圏に近接する地理的条件を生かし、山麓地帯に広がる畜産（酪農等）を主体とした地域と、平坦地に広がる米作を主体とした水田地帯からなっており、野菜・花きなどの園芸作物も取り入れられています。
- 近年、農業をとりまく環境は極めて厳しく、農産物価格の低迷、農業生産資材の高騰、農業の担い手の減少や、高齢化に伴う耕作放棄地の増加など課題が山積しています。
- 今後の農業振興においては、地域の特性を踏まえた米、畜産、花き、野菜等の産地化を推進するとともに、鳥獣被害対策、土地改良事業の計画的な推進や、畜産経営環境の改善などの対策が求められています。
- 農業体験や、自然とのふれあいを求める都市住民との交流を通じ、農業・農村への理解、定住化の促進、農村景観の保護整備・農村の活性化が期待されています。

■ 目標実現に向けて

(1) 生産基盤の強化

- 本町は、広い地域に耕地が散在し、また、中山間地域を多く含むなどの土地条件により、耕作に非効率な面があることから、ほ場整備の実施等による省力化、低コスト化による生産性の向上を目指します。
- 農道、集落道、農業用排水路の整備により、農作物の輸送体系と農作業の効率化を進め、農村地域の生活環境の改善を図ります。
- 家畜排せつ物、稲わら等から発生するバイオマスを有効活用する土づくりを通じて、化学肥料・農薬の使用を減らし、環境負荷の軽減に配慮した環境にやさしい農業を推進します。
- 近年増加している有害鳥獣による農作物への被害拡大防止のため、個体数の適正管理と防護柵等の設置による被害防止対策を推進します。
- 農村景観に配慮した生産基盤の整備を推進するとともに、農業農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための取り組みを推進します。
- 農地の適正利用を図るため、農地の集積強化と耕作放棄地の解消について、関係団体との連携を図りながら推進します。

(2) 産地形成の推進及び競争力の強化

- 地域の特性を踏まえ、JA等と連携して米、畜産、花き、野菜等の主産地形成に努めます。
- 良質米の計画的生産と、転作田を利用した町振興作物、麦、大豆、飼料作物等の生産を拡大するため、団地化や担い手への農地の集積、水田の高度利用を推進します。
- 首都圏農業の確立を目指し、品質・規格の統一や、消費者ニーズに応えられる安全・安心な作物の生産・産地形成に努めるとともに、農畜産物の高付加価値化や6次産業化を図り、個性豊かなブランドづくりを推進します。
- 農畜産物の地産地消を推進するため、学校給食への活用を促進するなど、生産・販売・消費拡大に努めるとともに、食育の推進に取り組みます。
- 農業経営体の育成と経営改善を図るための取り組みを支援し、競争力のある収益性の高い農業の確立を推進します。
- 直売所・農村レストランなど、道の駅を中心とした農業と観光の連携、グリーンツーリズムなど都市住民との交流による農村地域の活性化を図ります。

(3) 担い手の育成・確保

- 農業公社や農地中間管理機構と連携し、農地の売買や貸借の促進等により、農業経営の拡大や担い手への農地の集積を進めます。
- 地域農業の発展に資する女性グループや青年農業者、認定農業者組織の能力向上を目的とした研修活動等を支援します。
- 関係機関との連携を図り、農業技術や経営など農地等に関する情報を積極的に提供して、青年から中高年までの幅広い新規就農者の確保に取り組みます。
- 担い手の不足や高齢化に伴う耕作放棄地の増加を防ぐため、人・農地プランの活用により、地域農業を支える担い手の育成と確保を推進します。
- 地域の水田等を共同で管理する集落営農組織の設立を促進し、農地の集積を進めるとともに、組織経営の安定化と次世代への継続性の確保に向けて法人化を促進します。

(4) 畜産の振興

- 安全・安心な畜産物の安定供給や、ブランド化を図るため、観光業との連携を図り、生乳、乳製品や那須和牛等の情報発信の充実を図ります。また、高育種価素牛の導入による高品質化を推進します。
- 各種法定伝染病などの発生を予防し、飼養農家の家畜損失の防止に努め、安全・安心な畜産物の生産を支援します。
- 資源循環型農業を目指し、耕種農家と連携できる良質な堆肥生産や流通システムの構築を検討します。
- 自給飼料生産体制の強化及び労働力の省力化を図るとともに、飼料用稲栽培の調査研究や放牧による飼養技術の修得を支援し、畜産経営の安定化を推進します。
- 畜産農家における育成部門の預託化を推進するため、共同利用模範牧場の施設整備に努めます。また、運営に民間の知識を活用した指定管理者制度による経営の効率化を推進します。

(5) 農業委員会・農業関係団体との連携

- 農業情勢の変化に対応するため、農業関係機関・団体との連携を図り、本町の農業振興に努めます。
- 農業委員会との連携により、耕作放棄地の発生防止や農地の有効利用を促進します。

数値目標

〈施策に関連する成果指標〉

成果指標名	単位	基準値/H30年度	目標値/R7年度
農家戸数	戸	1,397	1,250
農業従事者数	人	3,986	3,500
農地面積	ha	4,334	4,200
田	ha	2,856	2,700
畑	ha	1,461	1,400
1戸あたり農地面積	ha	3.10	3.36
認定農業者への農地集積	%	39	50

(基準数値は、農林業センサスを引用)

＝施策の実現に向けた主要事業＝

- ・農村振興総合整備事業 【継続】
- ・中山間地域総合整備事業 【継続】
- ・農山漁村地域整備交付金農地整備事業 【継続】
- ・県単独農業農村整備事業 【継続】
- ・地産地消推進事業 【継続】
- ・グリーンツーリズム推進事業 【継続】
- ・6次産業化推進事業 【新規】

基本方針

5 “しごと・活力”のまち

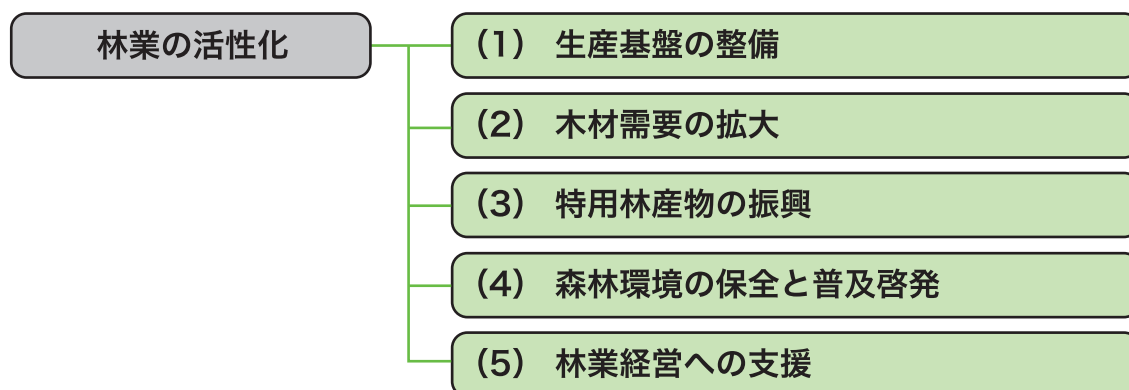
02 林業の活性化

目指すべき方向

=計画目標=

- 林業生産活動の活性化・生産基盤の整備と近代化を図るとともに、林産物の安定供給を推進します。
- 森林組合の経営基盤の強化を図り、「八溝材」のブランド化を推進し木材需要の拡大に努めます。

=施策の内容=



計画の背景

- 本町の面積の約58%を占める森林は、東部の芦野・伊王野地区と北西部の那須高原地区に分けられます。
このうち芦野・伊王野地区は人工林率が高く、本町林業の中心となっており、間伐期及び主伐期にある人工林が多いことから、計画的な伐採を推進することが課題となっています。また、那須高原地区は天然の広葉樹が多く、自然景観に優れています。
今後は、町内各地において、針葉樹・広葉樹の適正な分布により、さらに豊かな緑の景観づくりを推進する必要があります。
- 木材価格の低迷などによる先行きの不透明性から、林業経営の意欲が減退しています。
また、林業経営者の高齢化が進んでいることから、後継者の育成と経営の近代化が急務となっています。
- 水源のかん養、土砂災害防止機能などの公益的機能を持つ森林の大切さを伝えるため、森林・林業に触れる機会を創出し、普及啓発を図る必要があります。
- 本町の林業振興事業の中核である那須町森林組合の経営基盤強化支援として、林道、作業道の維持・整備や積極的な木材需要の掘り起こしを図る必要があります。

目標実現に向けて

(1) 生産基盤の整備

- 森林の経済的機能をより高度に発揮させるため、計画的な主間伐を促進します。
- 林業就業者減少の中、生産性の向上、省力化、労働強度の軽減等による生産コストの低減を図るため、高性能林業機械の導入や森林施業の集約化を促進します。
- 若年就業者の確保・育成に努め、林業の活性化を図ります。

(2) 木材需要の拡大

- 木造住宅建築を推進し、八溝材需要の拡大を図ります。
- 町の財産である町有林からの産材を積極的に利用するなど、公共事業における八溝材の活用を推進します。

(3) 特用林産物の振興

- 特用林産物の安定供給、経営の合理化及び品質の向上により、地域特産物としての販路拡大に努めます。

(4) 森林環境の保全と普及啓発

- 植林・下刈・間伐等の実施により、健全な森林整備を推進します。
- 人工林及び天然林の適切な整備・保全を行い、二酸化炭素吸収量の高い森林を育成し、地球温暖化防止に努めます。
- とちぎの元気な森づくり県民税を原資とし、皆伐による森林資源の循環利用の促進と森林の若返りに取り組みます。
- 那須町の森を育む基金を原資とし、管理が行き届かず荒廃した森林の適正な管理・保全や木材利用等の普及啓発に取り組みます。
- 荒廃地の復旧整備や水源かん養の機能向上等を図るため、治山事業を効率的かつ効果的に取り組みます。
- 公民館活動をとおして木に親しむ催しを継続的に開催します。

(5) 林業経営への支援

- 造林・保育・素材生産等を効率的に実施するため、森林組合に対し作業道整備への支援を行うとともに、林業の活性化のため林業経営者や関係団体との連携を図ります。

数値目標

〈施策に関連する成果指標〉

成果指標名	単位	基準値/H30年度	目標値/R7年度
林家戸数	戸	1,068	1,040
森林面積	ha	23,638	23,588
蓄積	千m ³	4,625	4,671
森林経営管理面積 ※ (累計)	ha	0.00	25.00

※森林経営管理面積とは、森林環境譲与税を活用し、経営管理が行われていない森林について、町が仲介役となり森林所有者と林業経営者をつなぎ、整備する面積。

＝施策の実現に向けた主要事業＝

- ・とちぎの元気な森づくり事業 【継続】
- ・那須町の森を育む基金（森林環境譲与税）事業 【新規】

基本方針

5 “しごと・活力”のまち

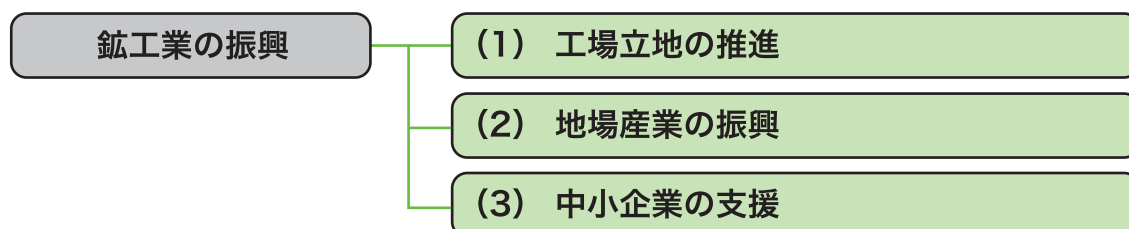
03 鉱工業の振興

目指すべき方向

=計画目標=

- 自然環境の保全や、産業間の調和に配慮した適正な工場立地を推進します。
- 地場産業の振興に努めます。
- 中小企業の経営基盤強化や経営安定、技術革新、情報化等に対応するための設備の近代化など各種融資制度の活用による支援を行います。

=施策の内容=



計画の背景

- 本町の工業は、東北自動車道の開通を機に、精密機械製造の大手企業を誘致するとともに、東北自動車道那須インターチェンジを生かした「菱喰内工業団地」の整備を図り、積極的な団地内工場誘致を行いました。
- 工業の主な業種は、公害のない内陸型の業種が多く、精密機械製造をはじめ、プラスチック製品製造、金属加工製品製造、繊維製品製造、木工製品製造となっており、地域経済の発展や雇用機会の拡大、所得の向上が図られてきました。
- 産業構造の変化や雇用の確保などの課題により、新たな工場の誘致が進んでいない状況にあります。また、町内立地企業の中には安い労働力を求め、中国などアジア諸国に工場を新設するものもあり、グローバル経済の中であって、町内の工業を取りまく環境は非常に厳しくなっています。
- 本町の鉱業は、地場産業である芦野石の生産が昭和40年代の高度経済成長の波に乗り、大きな発展を遂げてきましたが、その後は生産額が年々減少している状況にあります。

■ 目標実現に向けて

(1) 工場立地の推進

○地域経済の活性化や、雇用創出を図るため、県関係機関との連携により自然環境の保全などに配慮した工場の適正立地を推進します。

(2) 地場産業の振興

○芦野石生産などの地場産業の販路拡大を支援し、後継者の確保・育成を図ります。

(3) 中小企業の支援

○中小企業の経営基盤強化や経営安定、技術改革、情報化等に対応する設備の近代化のため、各種融資制度の活用による支援を行います。また、緊急の経済状況にあつては、低利融資に関する施策を充実させるなど迅速で的確な対応に努めます。

■ 数値目標

〈施策に関連する成果指標〉

成果指標名	単位	基準値/H30年度	目標値/R7年度
工業出荷額	百万円	38,919	42,000
工業就業人口	人	1,577	1,700

(基準値はH30工業統計調査より)



新緑のロイヤルロード

基本方針

5 “しごと・活力”のまち

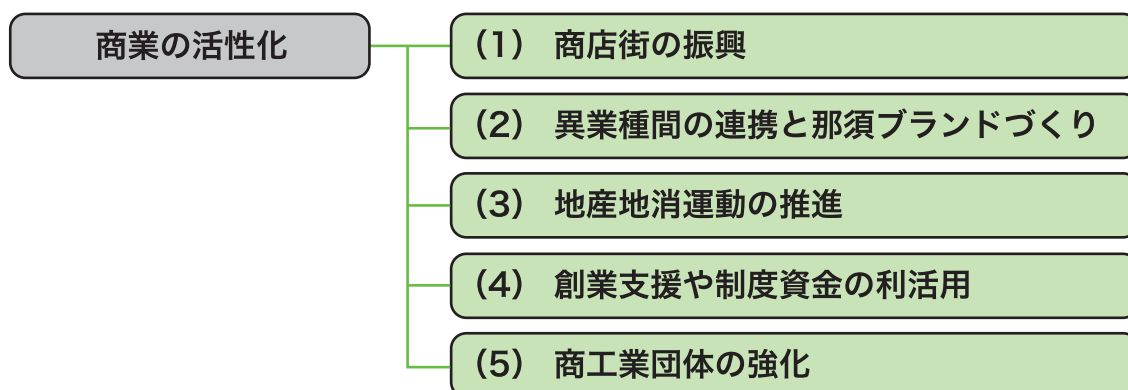
04 商業の活性化

■ 目指すべき方向

=計画目標=

- 地域の特性を生かし、賑わいと活気に満ちた商店街づくりを目指して、商業の環境整備を図ります。
- 異業種間の連携を促進するとともに、認定された「那須ブランド」について、町内外への発信と販路拡充により、町のイメージアップと地域経済の活性化を推進します。
- 地域で生産した食材の利用拡大を図るため、地産地消運動を推進します。

=施策の内容=



■ 計画の背景

- 本町の商業を取りまく環境は、消費者ニーズの多様化、交通網の整備による生活圏の広域化や大型店の出店により大きく変化しています。特に、本町における地元購買率は低く、近隣市町の大型店舗に流れる傾向が高くなっています。
- 本町の商業地は、十分な駐車場や歩道がないため、車を利用した買い物客にとって不便をきたしています。賑わいと活気に満ちた商店街の再生を目指すためには、道路整備や広場整備などの基盤整備も必要となっています。
- 商店街を含めた地域の活性化を推進するため、商店、商工会、地域団体との相互協力による基盤整備の推進を図るとともに、業態の異なる商業団体や観光業や農業といった産業間の連携・交流を図る必要があります。
- 本町の小規模企業の多くが、高齢化や後継者の問題で廃業等により、店舗数が減少傾向にあります。
- 次代を担う経営者の育成に努めるとともに、町商工会との連携を図りながら、経営指導体制の強化を促し、商業団体の育成と制度資金の充実、利用促進を図る必要があります。

■ 目標実現に向けて

(1) 商店街の振興

- 本町の地域の特性を生かしながら、商業者や商店会等との連携のもとに、賑わいのある商店街の形成・活性化を推進します。
- 空き店舗について、商工会や関係団体等と連携を図りながら活用対策を講じます。
- 湯本地区については、温泉地という特性を生かしながら、景観に配慮した道路等の基盤整備を図るなど観光地としての魅力を高め、おもてなしの心あふれた商店街の形成を推進します。
- 黒田原地区については、駅や役場、文教施設、金融機関などの公共施設が集積しているという特性を生かし、商店街の形成を図るための景観整備や、道路改良、駅前広場整備等の基盤整備と連携した整備を推進します。
- 芦野・伊王野地区においては、豊かな自然と歴史的資源に恵まれた地域特性を生かし、地域ならではの特産品、新商品の開発に努め、活気あふれる商店街の形成を図ります。

(2) 異業種間の連携と那須ブランドづくり

- 観光・農業・林業など産業の異なる分野との連携を促し、特産品の研究・開発や販路の拡大などの商業活動を積極的に支援します。
- 「那須ブランド」として認定された優れた地場産品について、経済団体等と連携し、情報発信と販路拡大に努め、地域経済の活性化を図ります。

(3) 地産地消運動の推進

- 食の安全への意識が高まる中、地域で生産された食材の利用拡大を図るため、旅館・ホテルをはじめ、小売店、飲食店、食品加工業者との連携による地産地消活動を推進します。
- 食材の掘り起こしや、独自の地域メニュー開発により、「那須の食」を発信していきます。

(4) 創業支援や制度資金の利活用

- 町内での創業支援や那須町中小企業振興資金融資制度の充実を図り、国・県の融資制度や信用保証制度の積極的な利活用を促進するとともに、緊急経済時における迅速な施策展開を図ります。
- 新しい生活様式に対応した店舗等の改修や業態転換支援として、店舗リフォーム補助制度の拡充を図ります。

(5) 商工業団体の強化

- 町商工会及び各種商工団体との連携を緊密にし、中小商工業者の経営基盤を強化します。

■ 数値目標

〈施策に関連する成果指標〉

成果指標名	単位	基準値/H30年度	目標値/R7年度
商業就業人口	人	1,362	1,340
商店数	店	232	230
販売額	百万円	30,422	30,000

(基準値はH26商業統計調査より)

基本方針

5 “しごと・活力”のまち

05 勤労者への支援の推進

目指すべき方向

=計画目標=

- 地域資源を生かした産業の育成を支援するとともに就業の場の確保を図ります。
- 勤労者が安心して働ける労働環境の整備や、中小企業の勤労者の福利厚生の実施を図ります。
- 地域活力の源となる多様な人材を確保し、定住化を進めるための環境整備を行います。

=施策の内容=

勤労者への支援の推進

(1) 安定した就業の場の確保と情報提供

(2) 良好な労働環境の整備

(3) 多様な人材の確保

計画の背景

- 本町は、那須高原というリゾート観光地の中にあることから、小売業、サービス業を中心に、事業所数、従事者数とも順調な伸びを示してきました。しかし、観光地という特色から、季節に応じた短期雇用も少なくありません。
なお、製造業においては、事業所数、従業者数ともに減少傾向にあり、安定的な雇用の場を確保する見地からは大きな懸念材料となっています。
- また、一方では職業的自立支援や職場定着のための環境整備も必要とされています。
さらには、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の推進も課題となっています。
- 大企業と比較して、格差の大きい中小企業の福利厚生事業の実施を図るため、勤労者福祉共済制度への加入促進と支援の実施を図っていく必要があります。

■ 目標実現に向けて

(1) 安定した就業の場の確保と情報提供

- 地域資源を生かした産業の育成に努めるとともに、企業戦略が一致する企業を中心に誘致活動を展開します。
- 県北産業技術専門学校やリゾート観光科がある那須高等学校と連携して人材を育成し、就業の場の確保を図ります。
- 学校・公共職業安定所（ハローワーク）・企業等と連携し、必要な企業の求人情報を提供するとともに、経済状況により国の政策と連携した就業支援を行います。
- 感染症の流行等による緊急経済下における就業維持について、国の対策と連携した支援を行います。

(2) 良好な労働環境の確保

- 労働基準監督署等の労働関係機関及び各団体との連携を図り、労働災害の解消に努め、勤労者が安心して働ける労働環境の整備を図ります。
- 各企業の経営者が、勤労者の安全な労働条件の確保に努めるとともに、心身の健康維持・向上を図るよう指導を行います。
- 中小事業者に対して、福利厚生事業の充実を図るため、勤労者福祉共済制度の加入促進に努めます。

(3) 多様な人材の確保

- 地域活力の源となる多様な人材を確保するため、企業誘致活動を背景に、IターンやUターン等有能な人材の定住化を推進します。

基本方針

5 “しごと・活力”のまち

06

消費者の安全の確保

目指すべき方向

＝計画目標＝

- 消費者がトラブルに巻き込まれないよう情報提供や意識の啓発を推進するとともに、相談窓口や処理体制の充実を図ります。
- 消費者の意向を積極的に汲み上げるため、町民の消費生活、消費者意識等について、実態把握に努めます。
- 環境にやさしい消費生活や循環型社会の実現に向けた取り組みを推進します。

＝施策の内容＝

消費者の安全の確保

(1) 啓発事業・情報提供の充実

(2) 相談・苦情処理体制の充実

(3) 消費者団体の育成・活動支援

(4) 循環型消費社会への取り組み

計画の背景

- 消費者を取り巻く環境は、サービスの多様化・情報化の進展により大きく変化しており、特に契約に関する事案や、悪質商法等の苦情・相談が増加するなど、消費者をめぐる諸問題は手口が複雑・巧妙化傾向にあります。
平成30年度に県内の消費者生活センターに寄せられた相談件数は21,190件に上り、消費者を取り巻くトラブルが後を絶ちません。
- 近年の消費者トラブルの特徴は、携帯電話やインターネットなどの通信手段の普及に伴い、身に覚えのない請求書や督促状を送りつける架空・不当請求や、特に高齢者を狙った悪徳商法や契約トラブルが依然として増加しています。
- 町民が安全・安心な消費生活を営めるよう相談窓口を設け、相談体制の充実強化を図るとともに、消費者がトラブルに巻き込まれないよう的確な情報提供を行っていく必要があります。
- 消費者基本法により、消費者行政の方向性が消費者の自立支援に転換されていることから、安全や選択の機会の確保を消費者の権利として位置づけ、意識の啓発に取り組んでいく必要があります。
- 消費者庁では、消費者安全法に基づき、安心して安全に暮らすことができる各種施策が展開されています。

■ 目標実現に向けて

(1) 啓発事業・情報提供の充実

- 消費者がトラブルに巻き込まれないよう啓発事業を実施するとともに、広報や、ホームページを通じ、情報提供を行います。
- 消費者が自ら知識を身につけ、情報を収集して主体的・合理的な消費行動がとれる「自立した消費者」の育成を図ります。
- 町民の消費生活・消費者意識等について実態把握に努めます。
- 学校教育、安心見守りネットワークとの連携を図ります。

(2) 相談・苦情処理体制の充実

- 年々増加する相談・苦情等に応じて、消費者を保護するため国民生活センターや県消費生活センターとの連携を図るとともに、町消費生活センターの処理体制の強化を図ります。

(3) 消費者団体の育成・活動支援

- 消費者の自主的な活動を促進するため、消費生活に関する研修会・講習会等への積極的な参加を促し、消費生活リーダーの育成・活動支援を推進します。

(4) 循環型消費社会への取り組み

- 消費者団体と連携し、家庭や職場でのごみの減量化や資源の有効活用について、循環型社会形成に向けた主体的な取り組みを行います。

■ 数値目標

〈施策に関連する成果指標〉

成果指標名	単位	基準値/H30年度	目標値/R7年度
消費生活センター開設	日/週	5	5

基本方針

5 “しごと・活力”のまち

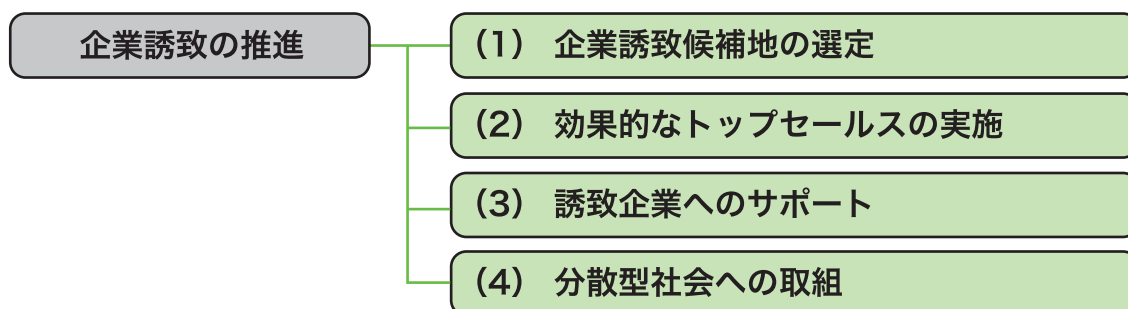
07 企業誘致の推進

■ 目指すべき方向

=計画目標=

- 人口減少対策としての移住促進及び町民の雇用確保を図るため、国、県などと綿密に情報交換し、本町への新たな企業誘致を積極的に推進します。
- 現在、既に本町で操業している企業の規模拡大や関連企業の誘致などの働きかけを行います。

=施策の内容=



■ 計画の背景

- 本町は、栃木県の最北端に位置し、多くの企業の本社がある首都圏から輸送のためのコスト、時間がかかるため企業の進出が少ない状況です。
- 本町には、産業団地が無い場合、企業等が新たに進出するにあたっての選択肢に入りづらい傾向にあります。
- 町内において、多くの雇用を受け入れる場が少ない状況があります。
- 企業誘致に関する優遇制度について、活用が図られていない状況です。
- 大地震や感染症の流行など、首都一極集中のリスクが顕在化しつつあります。

■ 目標実現に向けて

(1) 企業誘致候補地の選定

- 国、県と綿密な連携を取りながら、民間のネットワーク等を活用し、企業誘致に適した候補地の選定を進め、候補地リストを作成します。
- 作成した候補地リストについては、町HPなどを活用したわかりやすい情報の提供に努めます。

(2) 効果的なトップセールスの実施

- 企業誘致に適した候補地リストを活用し、本町の地域特性に合った企業への効果的なトップセールスを実施します。

(3) 誘致企業へのサポート

- 既存の「企業誘致に関する優遇措置」の積極的なPRを行うとともに、対象企業との情報交換等によりフォローアップを実施していくなど、サポート体制の構築を図ります。

(4) 分散型社会への取組

- 首都圏一極集中型から分散型への移行促進の一翼を担うため、県及び都内金融機関との情報共有を図り、一般企業のほか、政府機関、大学等の誘致についての研究を進めます。